

総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の現状と未来

A Study on the Current Situation and Future of Comprehensive Sport Clubs and Junior Sport Clubs

桑野 裕文

【要 約】

青少年の健全育成を目的とするスポーツ団体に、スポーツ少年団 1962(昭和 37)年創立と、総合型地域スポーツクラブ(文部科学省が推進する地域スポーツクラブ)があげられる。スポーツ少年団は全盛期 1975(昭和 50)年の 1.113.716 人が、2010(平成 22)年には 899.611 人となり、団数、団員数の減少傾向にある。総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という)は、微増傾向にある。文部科学省は 2010(平成 22)年 8 月「スポーツ立国戦略」を発表し、「総合型クラブ」を地域スポーツの中核に位置付け、さらにスポーツ基本法 2011(平成 23)年 8 月施行においても地域スポーツ・地域クラブの中柱とし様々な支援体制を整えていった。一方のスポーツ少年団は、日本体育協会の枠の中から独自の第 8 次 5 か年計画を立て、スポーツ少年団の将来像¹⁾の中で「総合型クラブへの発展が期待されている」と連携を働きかけている。このような点から子どもの新規会員募集活動に関しては、行政の後押しがある「総合型クラブ」が一步先んじている感がある。本編では、まずスポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの創設からの変遷と現状の問題点を洗い出し、次にスポーツ基本法において 2 つの団体がどのように位置づけられているかを探り、最後に 2 つの団体が共存する方策(将来像)について考える。

キーワード：地域スポーツクラブ，スポーツ基本法，総合型クラブ，スポーツ少年団

〈はじめに〉

我が国の青少年健全育成において、スポーツが大きな役割を果たしていることに誰しも異論はない。その青少年健全育成を目的にし、かつスポーツを活動の中心に据え組織的に活動している団体では、歴史と実績のある団体として日本体育協会1962(昭和37)年創立の「スポーツ少年団」がある。最近では文部科学省が1995(平成7)年より実施しているスポーツ振興施策の地域密着型「総合型クラブ」がある。そのほか、国際規模のボーイスカウト、²⁾柔道・剣道にみられる町道場、また営利団体ではあるが、スイミングスクール・体操クラブなども、子どもの健全育成を担う団体といえる。これらのクラブを組織・運営の主体別に分類すると、任意のボランティア団体かNPO法人の団体、営利団体と分類できる。また、地方大会から全国規模の大会に至るまで幅広く開催(主催・協賛・後援)、ジュニアスポーツの普及・競技力向上、タレント発掘に一役買っている企業もある。一方青少年に目を向けてみると、運動する子とまったく運動しない子といった二極化が認められる。二つの団体の抱える悩みは、会員数の減少、財政難、活動場所の確保である。これまでの日本スポーツは企業スポーツや学校部活動が主流であった。しかし1990(平成2)年以降の経済低成長に少子高齢化が加わり、これまでのようなスポーツ環境の継続が困難になってきた。今、総合型クラブはこれまでにないスポーツ環境を提供し、本格的なスポーツ文化を醸成する担い手として期待されている。会員確保、財源確保、活動場の確保に悩まされている2つの団体、約50年の伝統あるスポーツ少年団、約15年の新しい「総合型クラブ」両団体の共存のための施策はあるのか。その未来を描いてみる。

1. スポーツ少年団と総合型クラブ

1-1 スポーツ少年団

(1)創設～これまでの経緯

1962年(昭和37)6月、財団法人日本体育協会創立50周年記念事業として、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツの歓びを通して、青少年のからだところを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設された、我が国最大の青少年スポーツ団体。当時、豊かな国づくりを目指していた社会情勢や、2年後に開催される東京オリンピックに向けて高まっていた国民各層のスポーツへの関心などと相まって、大きな反響を巻き起こす。

〈スポーツ少年団の歩み〉

- ・1962(昭和37)年～1972(昭和47)年(創設期)
- ・1973(昭和48)年～1982(昭和57)年(建設期)
国際交流事業(日独交流)の開始、有料登録制度導入1976(昭和51)年、支援組織としての育成母集団の結成。
- ・1983(昭和58)年～(発展期)
団員数最高1,121,875人1986(昭和61)年
- ・登録料改定1989(平成元年)年
1995(平成7)年

(2)団員登録の条件、活動拠点、参加形態、活動内容

創設時は、小学生以上の子ども10名と20歳以上の成人1名で構成する。活動拠点は地域社会の中に置き、活動内容は全国でさまざまなスポーツ種目(全国で60種目)、レクリエーション活動や野外活動を行う。

(3)運営費・組織

- ・少年団本部の登録料(1年間・平成23年度実績)として、子ども(300円)、成人(700円)。
例、福岡県久留米市の場合
日本本部 団員(300円)指導者(700円)
福岡県 団員(200円)指導者(100円)
久留米市 団員(300円)指導者(200円)
合計 団員(800円)指導者(1000円)
- ・子どもの活動を支援する大人の活動組織として育成母集団がある。

(4)現状

- ・現状2010(平成20)年度)
団員数(899,611人)、団数(36,291団)、指導者(209,280人)、・中学生以上の団員約11万人

- ・創立 50 年を経過し、団員からリーダーへそして指導者へと継続的に展開している実例が各地にみられ、人が育ち次の世代の人を育てるというシステムが構築されている。
- ・団員の中からトップアスリートも育ち、競技スポーツの発展にも寄与している。
- ・スポーツ活動だけにとどまらず、国内外の交流活動、地域への奉仕活動、青少年へ全人教育の場を提供している。

(5) スポーツ少年団の課題

①理念・目的の再確認

- ・創設当初の「スポーツの喜びを通じて青少年の健全育成」という理念・目的から逸脱し、スポーツの競技性」を求めた指導に偏った「勝利至上主義」のスポーツ少年団が見うけられる。結果、競技力向上のもと、ジュニア強化各競技団体との間に子どもの「奪い合い」状態が生じている。今一度、理念・目的の再確認が必要。

②組織・運営・活動に関すること

- ・市町村スポーツ少年団の役員の構成に硬直化がみられる。平成の大合併は市町村スポーツ少年団を新体制に衣替できる機会であったが順送りの役員構成が多く、新しい組織を創り出し、新しい活動をしていくための役員体制が滞ってしまっている。
- ・スポーツ少年団から「総合型クラブ」への発展を期待する声もあるが、行政主体で設立され「総合型クラブ」とどのようなかかわり方が可能なのか何も示しきれていない。
- ・競技団体との協力体制は欠くことはできないが、未だ二重登録問題は未解決のままである。
- ・創立理念に「青少年のこころとからだを育てる」とあが、最近の子どもの「体力の二極化」・「運動をする子としない子の二極化」³⁾ に対応しきれていない。例えば、文部科学省（教育現場）では 1964(昭和 39)年以来、「体力・運動能力調査」を実施していたが、その後、国民の体位の変化に応じ 1999(平成 11) に全面的見直し「新体力テスト」としてスタートしている。一方スポーツ少年団の「体力テスト」は 1974(昭和 48)年作成以降一度も見直されていない。そもそも「新体力テスト」と「体力テ

スト」には同じ測定項目⁴⁾があるにもかかわらず、測定方法が異なる。「体力テスト」の見直しが必要。

- ・登録費の値上げが団員減少の大きな要因となっている市町村がある。登録料を含めた自主財源の獲得策の検討が必要。

③日本体育協会は、「クラブ育成モデル地区事業」を展開しスポーツ少年団団活性化の後押しをしていた。その後の日本体育協会は、2002(平成 14)年度から総合型クラブを対象に、スポーツ振興くじ助成によるクラブ創設支援事業とクラブ活動支援事業を展開している。スポーツ少年団を統括する日本体育協会は、スポーツ少年団の方向性を示し切れていない。

1-2 総合型スポーツクラブ

(1) 創設からの経緯

①生涯スポーツ社会の実現を掲げて、文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つ。1995（平成 7)年度から 2003（平成 15 年)度までの 9 年間、地域住民の自主的な運営を目指す「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施。

②200(平成 12)年 9 月文部省策定「スポーツ振興基計画」：2001(平成 13)年～2010(平成 22)年の 10 年間の間に、全国各市町村に少なくとも 1 つの総合型地域スポーツクラブをおく。

③日本体育協会は 2002(平成 14)年度からスポーツ振興くじ(toto)助成によるクラブ創設支援事業とクラブ活動支援事業を展開

④2004(平成 16)年度から文部科学省委託事業（H16 は委嘱事業）として、「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を全国的に展開推進

⑤2006(平成 18)年 9 月文部科学省「スポーツ振興計画（改正）」：生涯スポーツの支柱となる総合型クラブ。

⑥2010(平成 22)年 8 月文部科学省策定「スポーツ立国戦略」：総合型クラブを中心としてスポーツ環境の整備をおこなう。

⑦平成 23 年 8 月 24 日施行「スポーツ基本法」：地域スポーツの振興と協議スポーツの強化両面を国の責務とし、地域スポーツクラブへの支援を講ずると明記する。

(2) 構成員、活動拠点、参加形態、活動内容

人々が地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ（地域密着型）。子どもから高齢者までが（多世代）、様々なスポーツを（多種目）、それぞれの志向に合わせて（多志向）参加できる。

(3) 運営・組織

自主運営、自主財源（会費を支払う受益者負担）

(4) 現状

- ・創設当初より今日まで単一種目だけで活動しているクラブもあり、活動種目を増やす新たな掘り起こしは必要不可欠。
- ・2010(平成22)年7月1日現在、育成されたクラブは1249の市町村において3114（設立準備中を含む）にのぼる。市町村育成率は71.4%。そのうち333の総合型クラブが法人格を取得し、115のクラブが公共施設の指定管理者となっている。育成クラブ数、育成率、会員総数だけ見れば、いずれも右肩上がり、育成推進事業は順調に推移しているように見てとれる。

表1 総合型クラブの推移

平成年	会員数	クラブ数	育成率
14年		541人	13.1%
15年		833	17.4
16年		1,117	22.5
17年	642,322	1,330	33.0
18年	1,086,017	1,426	42.6
19年	1,194,945	1,489	48.9
20年	1,290,493	2,768	57.8
21年	1,450,539	2,905	64.9

「スポーツ少年団の将来像」より筆者作成

- ・地域住民の世代を超えた交流があり、地域住民のスポーツ参加の機会の増大に貢献する。
- ・新たな取り組みの具体例
「健康・体力づくり事業財団」と連携し、健康運動士が指導を担当する「貯金運動（筋肉を鍛えて蓄えておく）」⁵⁾をスターさせる。

(5) 「総合型クラブ」の課題

① 理念・目的の再確認

総合型クラブは、ドイツなどの伝統的な地域スポーツクラブを基盤としたクラブ文化に範をとり、「多世代、多種目、多志向」と地域住民による自

主的かつ受益者負担（会員制）による運営が特色であった。しかし、スポーツ少年団の組織をそのまま名称変更しただけと思われるような総合型クラブが見かけられた。国の責任で行う「スポーツ振興」を委託されたクラブなのか、それともあくまで自主的運営を目指すクラブなのか、理念・目的の再確認・再検討の時期ではなかろうか。

② 組織・運営・財源に関すること

- ・運営が行き詰まっているクラブと新たな方向を見出したクラブの二極化傾向にある。全国的な傾向をみると、クラブ数は順調に増えているものの質的な面で停滞しているクラブが多く、運営や人材、拠点施設などに課題を抱えているクラブが少なくない。一方公共施設の管理運営の業務委託を受け、会員のみならず地域住民へ質の高いサービスを提供しつつ地域コミュニティの拠点として新たな活動をスタートしたクラブも出始めている。
- ・公的支援を受けられる当初の期間を過ぎると自主財源活動に移行しなければならない。現在ほとんどのクラブが移行段階に入っているが、順風満帆のクラブは少なく、課題山積で継続・発展への正念場を迎えている。
- ・活動場所が他団体と重複して十分な活動場所の確保が困難。
- ・文部科学省「平成21年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」⁶⁾における現在の課題では、「会員の確保」が66.3%（20年度は66.8%）で最も高い。
- ・「総合型クラブ」がスポーツ実施率向上にどう結びつくか検証されていない。
- ・「総合型クラブ」が機能するにはどの程度の財源が必要なのかを示すデータ不足。
- ・学校の部活になじめなかった時の受け皿になっているが、競技団体と連携していないので、「総合型クラブ」に所属していても公式戦には出場できない。

2. 「スポーツ立国戦略」・「スポーツ基本法」と「スポーツ少年団」・「総合型クラブ」

2-1 「スポーツ立国戦略」

文部科学省は 2010(平成 22)8 月にスポーツ政策の方針を「スポーツ立国戦略」として発表した。この戦略は 1961(昭和 36)年制定のスポーツ振興法に代わるスポーツ基本法制定への後押しとなる。〈5つの重点戦略（概略）〉

①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
体力・年齢・技術・興味・目的に応じていつでもどこでも、いつまでもスポーツにしたしめるように総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境を整備する。学校スポーツ（部活動）の充実を図る。成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 65%（3 人に 2 人）程度に引き上げる。

②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化。ジュニアからトップレベルまでに至る体系的な強化体制を構築し、競技力の向上を図り、オリンピックにおいて過去最多のメダル数夏季 37 個、冬季 25 個を超えることを目指す。

③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出。トップスポーツと地域スポーツが支えあう好循環を生み出すために、広域市町村圏（全国 300 カ所程度）を目安に、拠点となる総合型クラブ（拠点クラブ）に引退後のトップアスリートなどの優れた指導者を配置する。

④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上。組織運営に関するガイドラインの策定やマネージメント機能の強化推進などカバナンスを強化し管理運営の透明化を高める。スポーツ紛争の解決を支援する。トーピングのない公平なスポーツ界を実現する。

⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備。スポーツへの興味・関心を高める国民運動を展開する。地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」⁷⁾の形成を促し、形成を担う総合型クラブを支援する。

2-2 「スポーツ本法」

2011(平成 23)年 6 月 24 日に平成 23 年法律第 78 号として公布。さらに、2011(平成 23)年 7 月 27 日にスポーツ基本法の施行期日を定める政令（平成 23 年政令第 231 号）が公布され 2011(平成 23)年 8 月 24 日から施行される。この法律で

は、「スポーツに関し、基本的理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本的な施策の基本となることを定める」ことを目的とすることが明記され、「スポーツ立国の実現を目指す国家戦略」としてスポーツの推進を位置づけた。ここに初めて「国民のスポーツ権」が認知される。また前文において「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と謳い「文化としてのスポーツ」という観点を明記し従来のスポーツ振興法とは異なる新機軸を打ち出している。さらに前文で「地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである」としスポーツの振興は地域社会の再生につながるとしている。付則には、行政改革の方針に配慮しつつも、スポーツ庁の設置を検討することが明記された。これまでのスポーツ施策が、障害者スポーツは厚生労働省、施設整備は国土交通省、スポーツビジネスは経済産業省と各省庁にまたがり検討されてきたのを一元化し総合的に政策を立案できる、スポーツ庁の設置である。本来ならば、条文に「庁を設置する」と規定すべきであったが、行政改革の時代に新しい組織気を作るべきではないという声に配慮し付則に「検討する」と盛り込むにとどまった。「障害者スポーツや高齢者の健康保持などの多くの課題が絡んでおり、庁は文部科学省ではなく内閣府に置くべきではないだろうか。」という意見がある。

〈主なポイント〉

①スポーツ権

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利で、スポーツに親しむなどの機会が確保されなければならない」（前文）

②障害者スポーツ

「障害者が自主的にかつ積極的にスポーツを行うことができるように推進されなければならない」

（2 条）

③国の責任

「国はスポーツに関する施策を総合的に策定し、実施する責任を有する」（3 条）

④地域スポーツ

「国、地方公共団体は地域スポーツクラブの事業への支援、指導者の配置など必要な政策を講ずるよう努める」(21条)

⑤競技力向上

「国は優秀なスポーツ選手を確保し、育成するため、必要な環境の整備と施策を講ずる。」(25条)

⑥スポーツ庁

「政府はスポーツ庁、スポーツに関する審議会など行政組織のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずる」(付則2条)

3. 「スポーツ少年団」・「総合型クラブ」の共存を描く

3-1 現代人は運動志向で個人志向

文部科学省が「総合型クラブ」を重視する政策を続けているにも関わらず、「総合型クラブ」への加入率は横ばい状態が続いている。笹川スポーツ財団2010年「スポーツライフに関する調査」では、クラブ加入率(何らかのクラブに入っている人)は「1996年は13.7%、2010年は16.6%で横ばいまたは若干上昇」、運動実施率(ウォーキングや散歩を週一回する大人)は「1996年は13.6%、2010年は35.7%に増加している」と報告している。また「運動しない人は全世代で減少気味」との声も聞く。実施率は向上しているが、実施しているのは、ウォーキング、散歩といった運動という点から、最近の傾向は、「個人でスポーツに親しむ傾向が強くなり、スポーツを通じての社会的交流が衰退している」とも読み取れる。現代人は運動を好むようになった(見る・する・語る・最近では支える)が、一人または気心知れた仲間との運動を好む傾向にあり、総合型クラブといった多世代・多志向のクラブへの参加は敬遠気味なのかもしれない。

3-2 「スポーツ立国戦略」・「スポーツ基本法」は救世主になり得るか

(1) 「助成すからには、査定する(口をだす)」

総合型クラブは自主的に運営するのが基本とし、会費や寄付、事業収益等で運営する「新しい公

共」クラブを目指している。しかし総合型クラブの運営は、行政からの助成で運営されているのが現実である。行政側には総合型クラブ創設時、「自主運営」をうたい文句に後押した経緯もあり、当初は「金を出す、口は出さない」といった姿勢であった。その後数は少ないが「行政の支援と自立への意志」がうまくかみ合い完全な自主運営を目指しひとり歩きの総合型クラブが出始めた。一方、創設当初の補助金で得た財産を食いつぶす形で、細々と活動しつづけているクラブも少なくはない。総じて「運営財源は、補助金と会費等自主財源の半々」が現実であろう。このような現実を知りつつ国・行政の「補助金の減額、口をはさむ」への方向転換は、支配体制強化・支援体制の後退に直結し、総合型クラブ「自主運営」の自然消滅になりかねない。

またスポーツ基本法の制定とともに、これを指針にした国の「スポーツ振興基本計画」が策定され、具現化のため整備計画が作られる。その整備計画の中で、現在およそ3000クラブの中から中核となる300の拠点クラブを国が認定し、特定非営利活動法人(NPO法人)または特定公益法人とする計画がある。中核になる拠点クラブとは機能しているクラブ・運営がうまくいっているクラブを想定している。これは総合型クラブの二極化につながりはしないか。現在の総合型クラブは運営形態がばらばらでうまく機能していないクラブが多い。うまく機能しているクラブはほんの一部といえる。このような状況の中、うまく機能しているクラブを拠点クラブとして手厚く支援し、機能していないクラブには新たな対策を講じないでは、今後ますますクラブの二極化が進み、結果自然淘汰されてしまうのではないか。国は「助成するからには、査定する(くちを出す)」ではなく、また有望クラブにだけ目を向けるのではなく、すべてのクラブのサポート役に徹すべきである。

(2) アスリート派遣

文部科学省の戦略では、総合型クラブに引退したトップ選手を派遣して、トップと地域の好循環を生み出す方針を示している。アスリート側に立てば、アスリートのセカンドキャリア(第二の人

生、)を確保する点でプラスかもしれない。しかし、文部科学省が期待する「競技経験豊富な選手が指導者として派遣されることが、会員確保に悩むクラブの起爆剤になる」という点にはいささか疑問が残る。確かに、元トップ選手がクラブに派遣されることは、活動場所の所有者側の関心が高まり、クラブ運営に理解が深まる機会になり得るかもしれない。しかし、短期間の派遣だけでは、一時的であり、長期的な安定した理解（場所の確保）には結びつかない。アスリートの単発的な派遣事業は、会員確保・活動場所確保のための救世主にはなれない。アスリートのセカンドキャリアには、きちんと整備された年金や社会保障の整備が不可欠である。

(3) 「新しい公共」の担い手総合型クラブ

もともと公共とは、官だけが担うものではなく、人と人が自発的に協働する場であり、「新しい公共」の原点は、阪神淡路大震災時の被災者たちが自発的に作った即席の共同体とも言われている。スポーツ立国戦略で「新しい公共」の担い手とされたのが総合型クラブである。しかし現在の総合型クラブは、財政に課題を抱えていまだ受益者負担が浸透していないボランティア活動団体が大半である。他に仕事を持った人々が時間を見つけて無償で活動する程度にとどまるのではなく、しっかりとフルタイムで働ける人が中心を担っていくようにならないと「新しい公共」としての満足な活動はできない。活動・運営・参加が自主的のものであっても、対価という保証がなくてはならない。フルタイムの人がいて、活動には報酬という対価が保障されなければ「新しい公共」とは言えない。

(4) 地域スポーツと競技力向上を両立させる「好循環」構想

文部科学省は、欧州のように地域クラブでトップ選手と市民と一緒にスポーツをする環境を作ればクラブを中心に地域は盛り上がる「好循環」構想を練っている。そしてその実現に向け「トップ選手派遣事業」を発表し、地域スポーツの中で生まれ育った選手がやがて指導者として再び地域に貢献しスポーツ発展につなげる「好循環」を期待している。この好循環構想は理解できる。しかし地域スポーツの中から優秀な選手が生まれ、その

選手が地域に還元する好循環構想は、年月を重ねる十年単位の構想である。短期間で効果が表れるものではない。事業そのものには賛同するが、このようなトップ選手を媒介に醸成された一体感は一時的なものでしかなく、起爆剤はあくまで起爆剤である。単年度の事業ではなく、定期的な継続性を伴う事業を期待した。

3-3 スポーツクラブが抱える3つの課題

(1) 会員確保

① 「総合型クラブは高齢者、スポーツ少年団は子ども対象」とすみ分ける

2011(平成23)年から35年までの間に16%の人口減。65歳以上の割合は、2010(平成22)年24.2%だったのが2035年には35%になり「3人に一人が高齢者」の時代になるという見通しがある。活力に満ちた高齢者の、健康・運動への関心は高い。総合型クラブの中には、創設当初よりスポーツ少年団の団員を会員の対象から外ずし既存のスポーツクラブへの勧誘はせず、新規開拓のみの会員獲得に努めたクラブがあった。この総合型クラブはスポーツ少年団との共存図ったクラブである。地域性等々いろいろな要因があるが、地域の子どもたちは、小学校のクラブとスポーツ少年団に、大人は総合型クラブにとすみ分けできないだろうか。少なくとも総合型クラブの会員募集においては、既存のスポーツ少年団や小学校クラブの子どもたちをターゲットにして欲しくない。少ない子どもの奪い合いは、子どもたちへの・子どもを持つ家庭への負担となる。2つのクラブの共存の為には一定のすみ分けが必要ではないだろうか。クラブの共倒を危惧する。

② 大人の役割

スポーツ少年団は「少年・少女たちが自由な時間に、地域社会においてスポーツ活動を中心としたグループ活動を行なう団体」であり、少年・少女たちは自主的に参加して活動している。しかし、まだ精神的にも身体的にも未成熟な少年・少女たちの参加には、大人の手助けが必要であり、スポーツ少年団の創設理念、活動目標に沿った活動には、適切な助言・指導が必要である。部員獲得や

活動支援において、スポーツ少年団では特に大人・親の役割が大きい。

(2)財源の確保―「税金を投入するからには、ガバナンス(統治能力)の強化を求める」の真意―

スポーツ界は資金面で国に依存してきた歴史が長い、ここに来てスポーツと国との関係が変わり始めた。きっかけは政府の事業仕分けである。オリンピックメダル獲得の費用対効果として、2010(平成22)年度予算では、日本オリンピック委員会などへの補助金が減額された。一方、国が直接各競技に支援する直轄事業には前年度の6倍に増額し、「ガバナンス(組織の統治)強化を求めている。「組織体制が不備な団体には補助金を出さない」姿勢を明確に打ち出している。これは、明らかにこれまで自由に取り組めた部分への「国・行政の関与強化」と読み取れる。政府は、補助金やスポーツ振興くじの助成金など公金が、育成や強化等に効果的・効率的に適正に使われているかどうか、さらには資金を提供するに値する活動を行っているかを精査しようとしている。これまでの支援が支配に転じるようであれば本末転倒である。日本スポーツ界はかつて政府方針⁸⁾に屈服するという苦い経験がある。政治に左右されないためにも、公金のみには頼らない基盤づくりが急務である。そのためにも受益者負担を浸透させるとともに、寄付や企業協賛など、スポーツ愛好者に支持されるよう体質改善を急がなければならない。

(3)活動場所・拠点の確保―施設活用の優先権―

文部科学省は、学校部活動から地域クラブにシフトしようとしている。さらに「スポーツ立国戦略」の中心に総合型クラブを位置づけている。であるならば、学校施設活用の優先権は地域クラブと明確に打ち出すべきである。地域クラブ(スポーツ少年団と総合型クラブ)の課題である「活動場の確保」は学校施設の優先使用によって解決できる。学校施設の使用を担保にしなければ、今、起きている活動場の奪い合いが、ますます激しさを増してしまう。運動施設は、学校施設のほかに県・市町村が管理する公共運動施設、企業が保有する施設がある。このうち公共団体が管理保有する施設は各運動団体や地域住民に開放し、学校施

設は地域クラブであり青少年育成団体である総合型クラブ、スポーツ少年団に開放するというすみ分けが必要ではなからうか。

3-4 日本体育協会はスポーツ少年団から総合型クラブへシフトしたのか?

日本体育協会が1997(平成9)年度からスポーツ少年団を核とした「クラブ育成モデル地区事業」実施している。その後平成14年度からスポーツ振興くじ(toto)助成による「クラブ創設支援事業」・「クラブ活動支援事業」・2010(平成22)年度から自立支援事業を展開してきた。これは、総合型クラブ支援となっている。さらに、2004(平成16)年度から文部省委託事業として「総合型クラブ育成推進事業(16年度は委嘱事業)」を全国展開し、各都道府県・市町村体育協会との連携協力のもと総合型クラブ創設に向けた幅広い取り組みを支援している。スポーツ少年団の親団体である日本体育協会は、子どものスポーツを総合型クラブに依存しようとしているのか。真意が定かではない。

3-5 スポーツ少年団と総合型クラブの合体か

総合型クラブの未来象は、文部科学省の助成金をはじめとする強力な支援体制あり、いくつか描くことができる。一方、スポーツ少年団の未来は暗雲立ち込める。スポーツ少年団には文部科学省や日本体育協会の顔色をうかがいながら、総合型クラブへの参加を模索する動きがある。子どもの奪い合いという現実がある以上一つの選択肢かもしれない。しかしスポーツ少年団が、総合型クラブという多世代の中に組み込まれたら、子どもたちだけの世界がなくなりはないだろうか。子どもは子ども。大人が周りにいると子どもと大人の集団になってしまう。日本中の子どもたちの運動の場がすべて多世代になってしまうことは避けたい。子どもだけのスポーツ集団があってもよいと考える。総合型クラブスポーツ少年団部門を否定はしない。しかし、少しでも多くの単一スポーツ少年団が現存してほしい。

3-6 少子高齢化社会を見据えた総合型クラブへ

総合型クラブは若者から高齢者までの大人をターゲットにした活動を充実させる。これからの少子高齢化社会を見据え、総合型クラブは、クラブ機能を備えた運動の場を大人・高齢者に積極的に提供してほしい。地域コミュニティを最も必要としている世代は特に高齢者ではないだろうか。

<終わりに>

戦後 65 年間続いてきた我が国のスポーツシステムは今大きな転換期を迎えている。学校や企業、行政に過度に依存してきたこれまでのスポーツ振興システムを見直す転換期である。スポーツ独自にスポーツを発展させていく仕組み・社会的装置を作っていかなければ、未来を描くことはできない。そのスポーツ振興システムの見直しの中で期待されているのが「総合型クラブ」である。日本の人口は少子高齢化の影響もあり、2050 年には今より 4000 万人減少するという統計がある。人口は国力の一つの要素であり、スポーツは向上可能な国力の一つの要素といえる。しかし今のジュニアスポーツ界の世相「こどもの奪い合い」は活力をも奪い取っている。そこで『子どもは、健全育成を目的のスポーツ少年団、大人・高齢者は地域活性化の核となる総合型クラブ』とすみ分ける」というメッセージを送りたい。

尚、投稿提出と同日に「文部科学省が策定するスポーツ基本計画の中間報告⁹⁾が中央教育審議会スポーツ・青少年分科会でまとめ、「3月末までに文科相に答申」との発表があった。今後の推移を見守りたい。

<註>

- 1) 公益財団法人ボーイスカウト連盟
 - ・公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
 - ・創立：1921(大正 11)年 4 月 3 日
 - ・目的：世界スカウト機構憲章に基づき、日本におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動

を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

- ・会員数：149,785 人
- ・世界 161 ケ国、3000 万人加盟
- ・活動、構成：野外での活動を中心に、各年齢層に応じたスカウト活動・奉仕活動を行い、社会の中で活躍できる人を育成する。

2)日本スポーツ少年団では、第 8 次 5 年計画の中に「スポーツ少年団の将来像の検討」を加え 2007(平成 19)年に将来象検討プロジェクトを立ち上げ 2 年間の検討後 2009(平成 21)年「スポーツ少年団の将来像」を発表する。

3)文部科学省が実施している小中学生対象の全国体力調査の結果、「ここ数年間運動をすること子しない子の分化が小学校の段階から起きている」と報告する。

4)測定種目の「立幅とび」では、スポーツ少年団の体力テストでは踏切線から直角に最も近い着地点までの距離を記録としているが、「新体力テスト」では実測距離を記録としている。

5) 病気やけがで寝込んで筋肉が落ち、転倒したり、寝たきりになったりしないよう、元気なうちに筋肉をためておくことを目的にしている運動。

6) 文部科学省実施

- ・対象：総合型地域スポーツクラブ
- ・実施期間：平成 21 年 5 月～8 月
- ・実施方法：各都道府県教育委員会（または担当部署）を通じて、管内の活動調査(平成 21 年 7 月現在)
- ・回収状況：配布数 2425 回収数 2392 回収率 98.6%

7)2009(平成 21)年 10 月第 173 回国会の所信表明において新しい国家戦略の柱として提唱された概念。「官だけではなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な剤・サービスの提供主体となり、身近な分野において共助の精神で活動する、知恵と社会技術」。「1995(平成 7)年 1 月の阪神淡路大震災の時に、被災者たち自発的に作った即席の共同体が原点」と言われている。

8)ソ連のアフガニスタン侵攻に反対する米国政府に同調した日本国政は、1980(昭和 55)年モスク

ワ五輪への選手派遣の可能性を探る各競技団体に補助金カットを示唆という圧力をかける。結果、政府方針に抵抗できず、五輪不参加を強いられた。

9)2000(平成 12)年策定のスポーツ振興基本計画を見直し、2012(平成 24)年 1 月 30 日中間報告として発表する。今後 10 年間の基本方針と 5 年の政策目標を記す。この中で総合型クラブは、これまで以上に「高い公共性」としての役割を求められている。

<発表された主な政策目標>

- ・金メダル獲得数は夏季五輪(2012 年ロンドン、16 年リオデジャネイロ)で世界 5 位、冬季オリ五輪(14 年ソチ)で世界 10 位。
- ・パラリンピックでは夏は 08 年北京大会の 17 位、冬は 10 年バンクーバー大会の 8 位を上回る。
- ・ドーピングの防止。競技団体のガバナンス(統治)の強化。スポーツ紛争の仲裁のための環境整備。
- ・できるだけ早期に成人の 3 人に 2 人が週 1 回以上スポーツをする。週 3 回以上は 3 人に 1 人。運動しない人をできるだけゼロにする。
- ・子供の体力は今後 10 年で、水準が高かったころの 1985 年ごろに戻す。
- ・総合型スポーツクラブの育成。各市町村に最低一つ。

<引用・参考文献>

- ・SSF 笹川スポーツ財団 2000 スポーツライフデータ ―スポーツライフに関する調査報告書―
- ・SSF 笹川スポーツ財団 2000 SSF が考えるスポーツクラブ
- ・財団法人日本スポーツクラブ協会 2001 スポーツクラブ白書
- ・SSF 笹川スポーツ財団 2001. 2010 スポーツ白書
- ・文部科学省 2002 「総合型地位隙スポーツクラブ」育成マニュアル―クラブづくりの 4 つのドア―

- ・財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団 2006 スポーツ少年団認定員育成テキスト
- ・財団法人 日本体育協会 2008 総合型クラブ創設ガイド